



平成 30 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 グ ル メ 杵 屋  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 椋 本 充 士  
( コ ー ド 番 号 9 8 5 0 東 証 第 一 部 )  
本 社 所 在 地 大 阪 市 住 之 江 区 北 加 賀 屋 三 丁 目 4 番 7 号  
問 合 せ 先 責 任 者 役 職 名 取 締 役 副 社 長  
氏 名 森 田 徹  
電 話 0 6 - 6 6 8 3 - 1 2 2 2 (代)

## 単元株式数の変更及び定款一部変更

### ならびに株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「単元株式数の変更」を決議するとともに、「定款一部変更の件」を平成 30 年 6 月 20 日開催予定の当社第 52 期定時株主総会に付議することを決議いたしました。また、単元株式数の変更に伴い「株主優待制度の変更」につきましても決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、売買単位を 100 株に統一することが示されていることを踏まえ、当社株式の流動性の向上及び投資家の皆様への投資拡大を図るため、単元株式数の引き下げを行うものです。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

(参考) 平成 30 年 10 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

## 2. 定款の一部変更

### (1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

### (2) 定款変更の内容

変更の内容は次の通りです。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。
(新設)	<u>附則</u> 第8条(単元株式数)の変更は、平成30年10月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は上記の効力発生後、これを削除する。

### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成30年6月20日

定款変更の効力発生日

平成30年10月1日

## 3. 株主優待制度の変更

### (1) 変更の理由

当社は、株主の皆様の日頃のご支援に感謝申し上げるとともに、より一層当社へのご理解を深めていただきたいとの観点から、株主優待制度を採用しております。今般、単元株式数の変更に伴い、当社株式への投資の魅力を高め、長期的に当社株式を保有していただける株主様を増やしていくことを目的として、株主優待制度を変更するものであります。

### (2) 対象となる株主様

毎年3月31日及び9月30日現在、当社株式を1単元(100株)以上保有する株主様を対象といたします。

(3) 変更内容

<変更前>

保有株式数	基準日	株主優待内容
1,000 株以上	3月31日	株主優待お食事券 10,000 円
	9月30日	株主優待お食事券 10,000 円

<変更後>

保有株式数	継続保有期間	基準日	株主優待内容
100 株以上 1,000 株未満	—	3月31日	株主優待お食事券 1,000 円
		9月30日	株主優待お食事券 1,000 円
1,000 株以上	—	3月31日	株主優待お食事券 10,000 円
		9月30日	株主優待お食事券 10,000 円
2,000 株以上	3年以上 (※)	3月31日	株主優待お食事券 20,000 円
		9月30日	株主優待お食事券 20,000 円

※当社株式を継続して3年以上保有する株主様（毎年3月31日もしくは9月30日における当社株主名簿に、同一の株主番号で3年以上記載または記録され、且つ基準日に2,000株以上保有の株主様）を対象といたします。

(4) 変更実施時期

平成31年3月31日現在の株主名簿に記載された株主様を対象とした株主優待より実施いたします。

以 上